

とちぎ地域資源活用価値創出 推進方針

【第3期:令和8(2026)年度～令和12(2030)年度】

令和8(2026)年3月
栃木県

目次

I	方針の概要	1
1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
II	本県における農業及び地域資源活用価値創出の現状	2
1	農家及び農業従事者の現状	2
2	地域資源活用価値創出の現状	2
III	本県における地域資源活用価値創出の課題	4
1	経営的視点からの課題	4
2	人材の確保・育成	4
3	地域ぐるみの取組への展開	4
IV	育成を図る地域資源活用・地域連携事業体の将来像	5
1	収益性向上による経営発展	5
2	多様な人材・産業との共創による付加価値の創出	5
3	地域ぐるみの取組への展開	5
V	取組方針	5
1	事業者の経営状況や取組に応じた支援	5
2	多様な人材・異業種の連携による付加価値の創出	6
3	地域ぐるみの取組への支援	6
VI	重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源およびそれを活用して開発・生産する 新商品の種類、販路開拓等の方向性	6
1	重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源	6
2	開発・生産する新商品の種類	6
3	販路開拓等の方向性	6
VII	成果目標と効果検証	7
1	成果目標	7
2	効果検証	7
VIII	支援施策の活用	8
IX	支援体制	9
X	相談窓口	10
1	県	10
2	とちぎ地域資源活用・地域連携サポートセンター	10

I 方針の概要

1 策定の趣旨

6次産業化*については、国において平成 22(2010)年 12 月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)」が制定され、「6次産業化」と「地産地消」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興等が図られてきました。

本県においては、平成 22(2010)年 11 月に設立された「フードバレーとちぎ推進協議会」により、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化として6次産業化の推進が始まり、平成 28(2016)年3月には「とちぎ6次産業化推進方針」を、令和3(2021)年3月には「第2期とちぎ6次産業化推進方針」を策定し、経営体の掘り起こしや商品開発等、取組の拡大に向けて支援してきました。

このような中、令和4(2022)年度からは、この6次産業化を発展させ、地域の文化・歴史や森林、景観等農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業等も含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく「地域資源活用価値創出(令和6(2024)年度まで『農山漁村発イノベーション』)」の取組の支援へと、国の方向性が転換してきたところです。

また、「食料・農業・農村基本計画(令和7(2025)年4月 11 日閣議決定)」においても、6次産業化、農泊、農福連携等、農村の地域資源をフル活用し他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出することとされています。

これらの国の動向やこれまでの本県の取組の検証結果等を踏まえ、今後5年間の地域資源活用価値創出の方向性を示した推進方針を策定し、引き続き地域資源を活用した新たな事業化や商品化による農業所得の向上及び農村地域の活性化について、一層の推進を図ることとします。

(参考) 関連する計画等

- 新とちぎ未来創造プラン 2026-2030 (R8.2 策定)
- とちぎ農業未来共創プラン (R8.3 策定)
- とちぎ食育元気プラン 2026-2030 (R8.3 策定)
- とちぎの食と農業アクションプロジェクト推進方針 (R7.8 策定)
- とちぎの農村グローバルビジネス推進方針 (R6.10 策定)

2 位置付け

本方針は、本県農業の施策の方向等を定めた「とちぎ農業未来共創プラン」や「とちぎ食育元気プラン 2026-2030」等に位置付けられている「地域資源活用価値創出」の取組方針や成果目標を定めるものです。

なお、本方針は、農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領(3農振第 2921 号令和4年4月1日農林水産省農村振興局長通知)に基づき、県が定める「都道府県戦略」として、位置付けるものです。

* 農業者が、農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)までを一貫して手掛けることで、農産物の付加価値を高め、収益力の向上を図る取組のこと。

3 計画期間

本方針の計画期間は、上位計画である「新とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ農業未来共創プラン」と連動し、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等、新たな課題への対応が必要となった場合及び施策の検証等を踏まえ、適宜見直すこととします。

II 本県における農業及び地域資源活用価値創出の現状

1 農家及び農業従事者の現状

本県の基幹的農業従事者数^{*1}は、令和7(2025)年が33,552人で、令和2(2020)年と比較して、約8割に減少しています。また、65歳以上の占める割合が約7割、49歳以下は約1割となっており、高齢化が進んでいます。

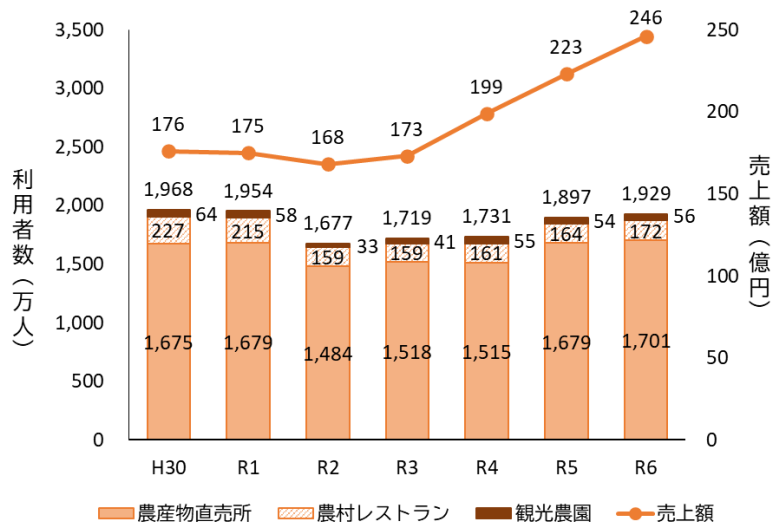
一方、経営規模10ha以上の農業経営体数^{*2}や販売金額1,000万円以上の農業経営体数は増加しており、経営の大規模化が進んでいます。

2 地域資源活用価値創出の現状

(1) 都市農村交流施設の利用状況

令和6(2024)年度の農産物直売所や農村レストラン、観光農園の都市農村交流施設利用者数は、前年度より32万人多い1,929万人(令和5(2023)年度比102%)となり、新型コロナウイルス感染症の流行前の平成30(2018)年度と同程度まで回復しました。

また、令和6(2024)年度の都市農村交流施設の売上額は、過去最高の246億円(令和5(2023)年度比110%)となっています。



都市農村交流施設全体の利用者数及び売上額の推移

(県農村振興課調べ)

*1 農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

*2 農産物の生産を行うか、または委託を受けて農作業を行う者で経営耕地面積が30a以上の者、または生産や作業に係る面積・頭羽数等が、一定の規模以上を満たす事業を行う者。

(2) 6次産業化の現状

ア これまでの主な取組

(ア)6次産業化に取り組む人材の育成・確保

6次産業化等に取り組むまたは取り組む意向のある事業者が、ビジネスとして成功するための知識や技術の習得を図るため、講義と現地研修で構成した実践セミナーを開催してきました。

また、「とちぎ地域資源活用・地域連携サポートセンター(旧:とちぎ6次産業化サポートセンター)」(以下「サポートセンター」という。)を設置するとともに様々な支援組織と連携し、電話やオンラインでの相談対応及び経営課題の解決に向けた専門家の派遣等を行ってきました。

項目(単位)	R3	R4	R5	R6	計
実践セミナー受講者数(名)	22	19	34	30	103
サポートセンター窓口対応件数(件)	51	53	43	52	199
支援対象者数(事業者) ^注	11	14	16	14	55
専門家派遣件数(延べ件数)	48	62	46	32	182

注 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等のうち、経営改善戦略(付加価値額を増加させるための経営全体の改善方策、組織運営の改善方策等)の作成及び実行を支援することについて、とちぎ地域資源活用・地域連携支援検証委員会が決定した者。年度をまたいで継続して支援した事業者については、年度ごとにカウント。

(イ)商品開発に向けた支援

実践セミナーの開催を通じ、食品加工に係る許認可及び食品衛生管理の啓発や、マーケットインの視点に基づくブランディング^{*1}やデザイン作成等、商品開発に向けた支援を実施しました。

また、サポートセンターによる専門家派遣に加え、各種事業による商品開発及びそれに要する施設整備に係る経費の助成等を行ってきました。

(ウ)販路開拓に向けた支援

展示商談会の開催や見本市等への出展支援、県アンテナショップや海外でのテストマーケティングの実施及び、首都圏や関西におけるPR活動等を実施しました。

また、販路開拓の取組に係る経費の助成や、輸出に必要なHACCP^{*2}等の基準を満たす施設整備等の支援を行ってきました。

イ とちぎ6次産業化推進方針(第2期計画)における成果目標の達成状況

六次産業化・地産地消法に基づく6次産業化総合化事業計画の認定件数は、目標70件に対し、令和6(2024)年度末時点で61件であり、計画策定時点から3件の増加に留まっています。

また、これまでの農商工連携や6次産業化による新商品開発件数は、令和6(2024)年度末で279件と、目標280件に対し、順調に推移しています。開発された商品の中には、県内外の高級デパートや道の駅等で販売され、順調に売上を伸ばしている事例もあります。

*1 地域資源の特徴や価値を整理し、その魅力が一貫して伝わる状態をつくる取組。単なるロゴやデザインの作成でなく、地域の価値やストーリーを共有し、その魅力を選ばれる理由として育てていく取組。

*2 食品の製造や調理の工程をあらかじめ分析し、食中毒などの危険を防ぐために重要なポイントを重点的に管理する衛生管理の考え方のこと。

第2期方針の指標	策定時 (R2)	目標 (R7)	実績 (R6)	達成率 (%)
◆6次産業化総合化事業計画の認定件数(件)	58	70	61	87.1
◆6次産業化の新商品開発件数(件) ^注	218	280	279	99.6

注 平成 17(2005)年度から令和元(2019)年度までの農商工連携関連支援事業の採択件数を含む
(県農政課調べ)

Ⅲ 本県における地域資源活用価値創出の課題

1 経営的視点からの課題

事業者の商品・サービスの開発意欲は高いものの、プロダクトアウト^{*1}の視点に基づくものが多く、消費者ニーズの把握や販売先に応じた商品設計が不十分であり、既存商品・サービスとの競合や、ロットや価格等について実需者とのミスマッチが一部で発生しています。

また、事業計画(農業経営状況や労働力、製造原価等の経営分析を踏まえた目標設定)の検討や評価、販路確保や事前調査が不十分なため、必ずしも全ての事業者が経営改善や発展につなげられていない状況です。

2 人材の確保・育成

少子化や若者を中心とした東京圏への転出超過の拡大による人口減少の深刻さが増えています。

また、生産年齢人口の減少により、様々な産業において人手不足の深刻化が見込まれる中、地域資源活用価値創出に取り組む人材の確保は今後より難しい状況となることが予想されます。

さらに地域資源活用価値創出のためには、マーケットイン^{*2}の視点に基づく商品開発やブランディングを行う能力、事業展開に向け地域や様々な業種を巻き込むコミュニケーション能力等、様々な能力が求められますが、それらのスキルを有する事業者はいまだ少ない状況であり、育成に向けた取組が必要です。

3 地域ぐるみの取組への展開

地域資源活用価値創出においては、農林漁業者はもちろん、地元企業等も含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出する点が重要なポイントの1つとなっています。

しかしながら、個々の取組が中心であり、なかなか地域ぐるみでの取組に至っていないのが現状です。

* 1 地域資源の持つ強みや価値を起点に、提供したい商品やサービスの姿を先に設計し、開発を進める考え方。

* 2 顧客や市場のニーズを起点に、商品やサービスの開発を進める考え方。

IV 育成を図る地域資源活用・地域連携事業体*1の将来像

1 収益性向上による経営発展

- ▶ 安定した経営基盤を持ち、自身の規模に合った地域資源を活用した取組を経営の一部門として位置付け、持続可能なビジネス戦略を構築しています。
- ▶ 市場ニーズを的確に捉え、マーケットインの視点に基づく商品開発やブランディングを行い、収益力を高めています。

2 多様な人材・産業との共創による付加価値の創出

- ▶ 多様な人材や産業と積極的に連携し、ネットワークを構築しながら販路拡大や新たな価値創出を実現しています。
- ▶ 地域における所得と雇用機会を確保し、多様な人材の定着の促進に寄与しています。

3 地域ぐるみの取組への展開

- ▶ 関係人口・交流人口の創出につながる取組を地域ぐるみで実施し、地域全体の維持・活性化に寄与しています。

V 取組方針

1 事業者の経営状況や取組に応じた支援

相談窓口の設置や、事業者の経営状況や取組に対応した専門家(地域プランナー、中央プランナー、エグゼクティブプランナー)を企画推進員*2のコーディネートの下、派遣すること等により、経営改善や経営発展等に向けた支援を行います。

その他、事業者の経営状況や取組に応じた支援内容は以下のとおりです。

(1) 検討段階

- ▶ 地域資源活用価値創出の取組をビジネスとして成功させるために必要な専門知識や技術の習得等スキルアップを目的とした研修会を開催します。
- ▶ 補助事業等の各種施策・制度に関する情報提供を行います。
- ▶ 事業構想や計画等の作成に向けた助言等を行います。
- ▶ 効果的かつ円滑な支援に向け、支援側の関係者や関係機関等の密な連携や情報共有体制を整備します。

(2) 準備段階

- ▶ 相談会や事業化検討時における新商品等のコンセプト(ターゲット、使用場面、特徴等)の明確化、販路に応じた既存商品のブラッシュアップ等をマーケットインの視点を取り入れながら支援します。
- ▶ 外国人観光客(インバウンド)需要や輸出等に対応した新たな商品開発や技術の導入を支援します。

*1 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等。

*2 地域資源活用価値創出に対するアドバイスや専門家派遣の調整、関係機関や関連事業の紹介等、支援のコーディネートを行うサポートセンターの職員。

- ▶ 食品衛生法等の改正(HACCPに沿った衛生管理、必要な営業許可や営業届出、食中毒対策の強化等)に基づく対応や、食品表示法等の改正に基づく適正な食品表示(原料原産地等)の実施に向け助言等を行います。
- ▶ 県内食品加工企業情報を活用したOEM^{*1}や農商工連携による低コスト化、必要に応じた施設整備の導入等を支援します。

(3) 稼働段階

- ▶ 各種商談会への参加やインターネット販売等による多様な販路開拓を支援します。
- ▶ 情報発信(メディア露出、HP、SNS等)による知名度向上を図ります。
- ▶ 経営改善戦略の分析を踏まえた改善方策の提言等を行います。

2 多様な人材・異業種の連携による付加価値の創出

- ▶ フードバレーとちぎ推進協議会や栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク等への多様な事業者の参加を促進するとともに、会員間の情報交換やつながりの構築を図ります。
- ▶ 道の駅や農村レストラン等の都市農村交流施設や、地域資源の活用を希望する商工業や観光等の多様な事業者との連携による新規事業化の促進を図ります。

3 地域ぐるみの取組への支援

- ▶ 農商工連携、グリーン・ツーリズム、農福連携、輸出等、地域資源活用価値創出に関する各種支援策や取組事例等の関係者間の情報共有を図ります。
- ▶ 地域のビジネス創出を支援する農村プロデューサーをサポートセンター内に設置します。
- ▶ 地域の計画や体制づくりに向けた支援を行います。

VI 重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源およびそれを活用して開発・生産する新商品の種類、販路開拓等の方向性

1 重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源

栃木県を代表するブランド品目である「いちご」や「米」等に加え、地域の特産物や、本県農村地域特有の自然や風景、歴史・文化等の地域資源を活用します。

2 開発・生産する新商品の種類

地域資源の特徴を生かしつつ、独自性、採算性、持続性、マーケットイン等、様々な観点を考慮した加工食品や、農村レストラン・観光農園、農泊^{*2}等の新商品・新事業開発を推進します。

3 販路開拓等の方向性

事業者の経営状況に応じた販路開拓に向けた助言等を行うとともに、展示商談会の開催や出展支援、栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」や海外でのテストマーケティングの実施等により、県外や海外への販路拡大に積極的に取り組んでいきます。

* 1 商品の設計・開発を事業者が行い、製造のみを専門メーカーが担当するビジネス形態のこと。

* 2 農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。(農林水産省HPより)

VII 成果目標と効果検証

1 成果目標

指標	現状 R7(2025)年度	目標 R12(2030)年度
農業生産関連事業年間販売(売上)金額 ^{注1}	636 億円	700 億円
支援対象者数 ^{注2}	延べ 64 事業者	延べ 100 事業者
事業を活用して商品化した商品数 ^{注3} (サービス事業含む)	延べ 286 件	延べ 330 件

注1 農業経営体による農産加工、農産物直売所、観光農園、農家民宿、農家レストランの販売(売上)額の合計額(農林水産省6次産業化総合調査)

注2 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等のうち、経営改善戦略(付加価値額を増加させるための経営全体の改善方策、組織運営の改善方策等)の作成及び実行を支援することを、とちぎ地域資源活用・地域連携支援検証委員会が決定した者。

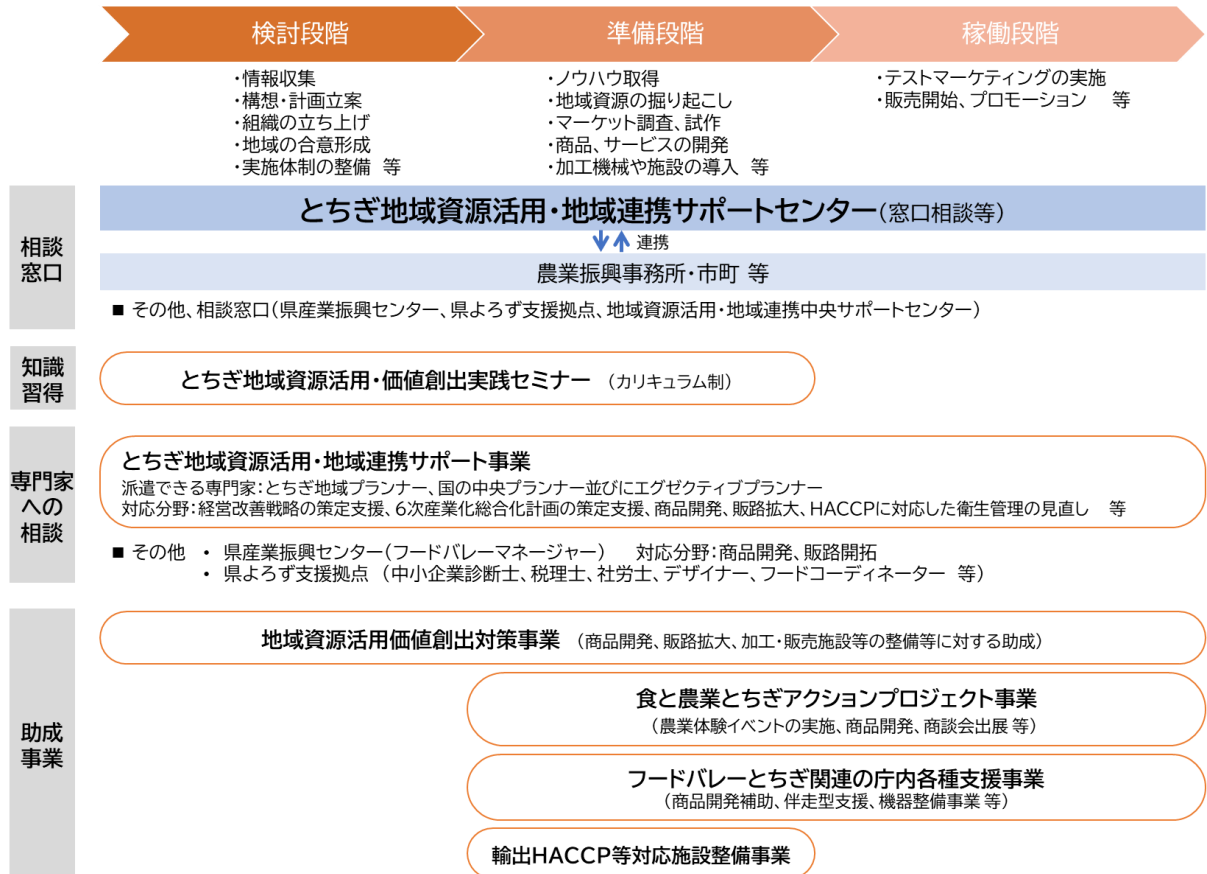
注3 対象事業:地域資源活用価値創出対策、農商工連携関係支援事業

2 効果検証

県は、毎年度、とちぎ地域資源活用・地域連携支援検証委員会(県(農政課、農村振興課、経営技術課)、(公財)栃木県農業振興公社、関東農政局栃木県拠点で構成)を開催し、支援対象者に対する経営改善に向けた支援の効果・検証を行うとともに、経営改善戦略の実行状況の点検・評価及び改善方策の提言を行う等、効果検証を実施します。

VIII 支援施策の活用

地域資源活用価値創出を目指す事業者に対する相談窓口を設置し、知識習得に向けたセミナーの開催や取組の発展段階に応じた専門家派遣、各種助成事業の活用等を支援します。



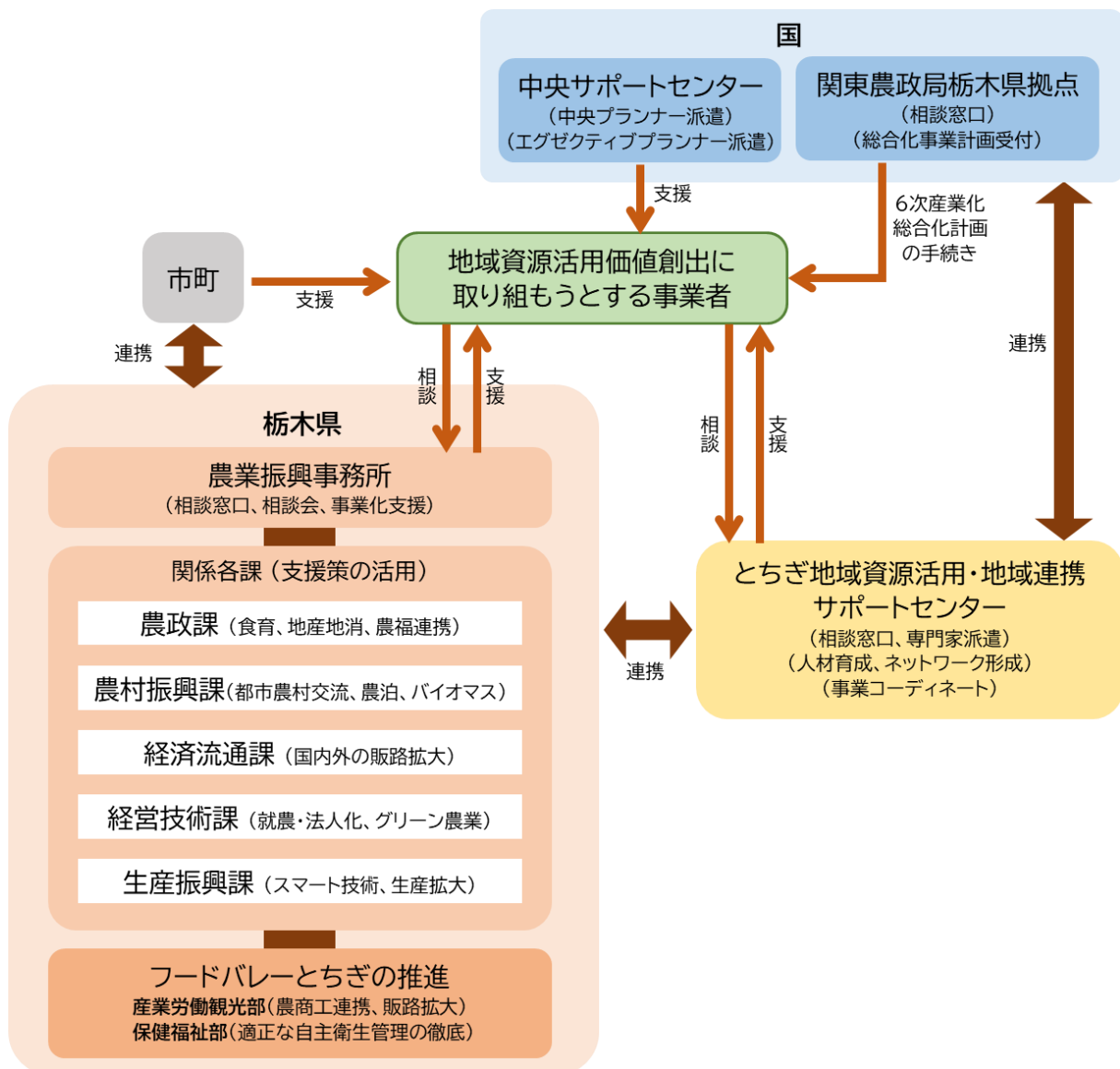
令和7(2025)年度における事業体系

IX 支援体制

地域資源活用価値創出に関する相談は、最寄りの農業振興事務所、サポートセンターで対応します。

とちぎ地域資源活用・地域連携支援検証委員会で決定した支援対象者に対して、経営改善状況等を確認しながら、県（農業振興事務所、農政課や関係各課）とサポートセンターによるサポート体制をとり、専門家（地域プランナー、中央プランナー、エグゼクティブプランナー）の派遣や経営分析、目標設定、経営改善状況を踏まえた成果検証、経営改善戦略等の見直し等を支援します。

また、新たな事業化に向けた取組内容に応じて、県庁内の関係各課や関係機関・団体と連携して支援します。



令和7(2025)年度における支援体制イメージ

X 相談窓口

1 県

所属	担当市町	電話番号
河内農業振興事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3076
上都賀農業振興事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-5236
芳賀農業振興事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-4720
下都賀農業振興事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3425
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町	0287-43-1252
那須農業振興事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-2151
安足農業振興事務所	佐野市、足利市	0283-22-2355
農政部 農政課	全域	028-623-2288
農政部 農村振興課	全域	028-623-2333

※ 相談受付：月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00

2 とちぎ地域資源活用・地域連携サポートセンター

〒320-0047 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-13

とちぎアグリプラザ 1階 栃木県農業振興公社内

電話番号：028-616-8740

相談受付：月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00